

射水市監査委員告示第13号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年10月9日に実施した財政援助団体等監査（株式会社技研サービス）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年10月15日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 吉野 省三

## 財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の対象〔所管課〕

指定管理者監査

株式会社技研サービス〔地域福祉課〕

### 2 監査の実施日

令和7年10月9日

### 3 監査の期間

令和7年9月25日～令和7年10月9日

### 4 監査の範囲（令和6年度）

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された事務事業

### 5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

### 6 団体の概要

名 称	株式会社技研サービス
代 表 者	代表取締役社長 棚 橋 泰 之
所 在 地	岐阜県岐阜市藪田南3丁目7番20号番地

### 7 指定管理施設の概要

施 設 名	いみず市民交流プラザ
所 在 地	射水市戸破 4200 番地 11
所 管 課	地域福祉課
基本協定締結日	令和6年1月31日
指 定 期 間	令和6年4月1日～令和9年3月31日
管理業務委託料	14,673,000 円（令和6年度）

施設名	射水市新湊交流会館
所在地	射水市三日曾根9番18号
所管課	地域福祉課
基本協定締結日	令和4年1月24日
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
管理業務委託料	12,205,000円（令和6年度）

施設名	射水市いきいき長寿館
所在地	高岡市下牧野385番地1
所管課	地域福祉課
基本協定締結日	令和5年1月24日
指定期間	令和5年4月1日～令和9年3月31日
管理業務委託料	4,015,000円（令和6年度）

## 8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

### ○ 意見

(1) 指定管理3施設においては、自主事業の実施のほか、概ね適切に管理運営がされていると評価する。

各施設は特徴や利用者のニーズも様々であり、柔軟な対応が求められることから、地域団体及び地域福祉課との連携を密にし、民間企業ならではのノウハウによるサービス提供体制の強化や一層の情報発信に努められ、利用者の増加促進に期待している。

なお、施設の運営にあたっては、利用者の安全対策に十分留意されたい。

(地域福祉課)